

子育て世帯の経済的負担軽減について



国における子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、毎年11月30日時点において未就学児である被保険者が属する組合員世帯について、当該年度12月以降に賦課する保険料より未就学児1人につき年間12,000円を軽減することになりました。

保険料については、所属支部に納付をお願いしていることから、軽減措置に関する詳細は所属支部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

若年層家族の保険料軽減について



医療費の増加や高齢者医療制度への支援金等の負担増による支出の増加があり、単年度赤字が続いていたことから、令和5年10月分から保険料改定をいたしました。

皆様方のご理解をいただいた保険料改定によりまして、令和5年度決算において15年振りに単年度黒字に転換しました。

つきましては、保険料改定に伴う激変緩和措置として、令和6年4月から1年間の期間限定で18歳以下の若年層家族の保険料軽減を実施していますが、子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から今年度に引き続き、下記のとおり保険料を軽減することになりました。

記

1 軽減対象者

18歳以下の被保険者全員

2 保険料軽減の内容

令和7年4月分から令和8年3月分までの1年間の保険料（医療分（5千円または8千円）及び後期高齢者支援金分（4千円））を全額免除

3 留意点

対象期間内（令和7年4月から令和8年3月）に満19歳の誕生日を迎えられた翌月からは、保険料軽減の対象外

※保険料については、所属支部に納付をお願いしていることから、軽減措置に関する詳細は所属支部にお問い合わせいただきますようお願いいたします。